

発行所 伊方原発反対八西連絡協議会
 連絡所 西字和郡伊方町丸口 寛文
 川

魂

闘

創刊号

発刊について

今回 斗魂と銘打った機関紙的なものを発行し、意思の疎通を図り、今後とも団結してこの機関紙を発展させたいと思います。 ひとつひとつ寄稿をお願いします。

我等は闘う！

伊方原発反対八西連絡協議会 斗員

原子力発電に対する安全性
 の疑義は、アメリカを始め
 全世界で反対論者は勿論、推
 進側の者でも今真剣に考えて
 いると報道されていることは
 事実である。

米国の現在稼働中の動力炉
 は六ヶ所、日本で稼働中の動
 力炉は二基だ。米国のNRC
 に毎週報道されるトラブルの
 数は二〇〇件を超え、年間約
 一四〇〇件にも達している。

これにひきかえ、日本で報
 道される故障の数は年間一〇
 件そこそこ。このことは日本
 では膨大な数の異常がしみ消
 してされていることを物語って
 いると朝日新聞政治部は発表

している。

政府の力を借り、無理を
 おし原発を建設しようとする
 電力会社は全て米国の頼って
 いることであろうが、果して
 伊方原発は安全ですと断言で
 きる代物であろうか。

我々地域住民は、常に東京
 に立って原発の特性を見つめ
 ながら論じ行動しなければな
 らない。決して建設が急を要
 するものではないと考えるのは
 我々だけではないと思う。

四国電力は、反対地主に対
 して立木の収去断行仮処分を
 強行し、一日も早く土地を電
 力会社に渡せ、時間を限定し
 てそれまでに渡さぬと『お前

達がバカを見る。」というて
 金力、権力で押えつけてきた。
 又、行政機関は、日本一の
 安全協定ができたと宣伝して
 いる。果してそれで絶対安全
 が保たれるであろうか。断行
 仮処分をしなければ建設がで
 きない四国電力の行為こそま
 ことに哀れであり、大変な無
 理があると断定せざるを得な
 い。
 我々は、三崎半島を守り安
 全地帯におくたぬにはどうし
 ても反対運動の休眠は許され
 ぬ。終生続けなければいけな
 いと思うものである。
 何より放射性廃棄物「死の
 灰」を最終的にどう処理しよ
 うというのか、重ねていうが
 日本の原子力発電所の安全対
 策は決して十分ではないとい
 っているのは良識ある人がい
 っておる言葉である。



第15回公判が延期となり、
 その理由糾明に抗議行動をと
 りました。
 参加は弁護団側 藤田 伸

松山地裁へ抗議

剣さがあれば公判に臨む対応
 はなし得る筈です。故に原告
 を蔑視した失当という外あり
 ません。弁護団の激しい反論
 に裁判長も斯かることのない

田 芝田先生方と
 久米先生で住民側
 川口氏を始め三〇
 名の原告、住民の
 皆さんでした。
 延期の理由を要
 約しますと、国鉄
 ストによる足を奪
 れたことと、国側
 代理人若干名の更
 迭及び判事二名の
 転勤でした。
 しかし、延期する
 程の重大な問題で
 はありません。
 本事件の本質を踏
 まえて処理する真

よう言明し、次の問題につ
 りました。

原告側申請の 鑑定人拒否と追加

おぼ
 生越先生を国側が否定して
 きました。理由は、四電は三
 半の歳月と一億円余の費用を
 かけて厳密に調査をしてお
 行政庁の特殊な専門的技術の
 当否を争っている事件であり
 原告はそれ以上の高度で深い資
 料が必要であり、且つ、生越
 先生では地質^質の他、広い学
 術経験は十分でないので鑑定
 人として相応しい人でない。
 ということです。全く禁止千
 万で用いた口が塞がりません。
 弁護団は裁判長に諄々と反
 論しておられました。裁判長
 も生越先生については容認を
 示し、国側二名の追加につ
 いて弁護団も意見を述べられて
 いましたが裁判長は明確には
 していません。
 国側の嫌がらせ令成田空港

のバイプライン 柏崎、川内
における活断層、地盤の脆さ
を暴かれた恐れからであるこ
とは疑う余地もありません。

抗議行動の評価は、相手が
村上裁判長であるが故に頭着
なものがあつたと思います。

川口氏の^下に待機してい
る原告、住民の前で説明して
もらいたいとの強い要求に村
上裁判長も衝動を受けたこと
がわりわりと窺えました。

午後一時より清美会館で全
員の集会を行いました。

議題は、必然的に仮処分集
約されたことはいうまでもあ
りません。

清美集会

井護団側より、こ
の問題は謀略的な
強迫による収去費
用云々に固執し、
自若とした態勢の
もとに斗いが組め
なかつたのは遺憾であつたと
強い意見もでました。

住民側も専横井護団以外にも
意見を拝聴し斗いましたが、
種々問題も派生し戦術的統一
のもとで斗えなかつたことは
なんとも致し方なかつたとい
えます。従つて今後の斗いの
ため、他からの批判は心よく
受けとめねばならないと思
います。

その外に、土地の斗いを有
利に展開さすため、藤田先生
に斗い方を諮問致しました。
先生の要望で土地公判に関する
資料を早急に提出すること
で、終止を打ちました。

原告に 要望

藤田井護団長より、次のよ
うに要望がありました。
原告は本件のなんたるやを
和悉し、住民の尖端に立つて
国に斗いを挑んでいるので
軽々たるものではありませ
ん。若し不己得ず原告を降下した
としても、法廷の続く限り原告

県方へ抗議

たむに変わらないので、その辺十分に勘弁されて動じることなく相手を粉砕するまで頑張ってもらいたい。尚、公判には奮って出廷されるよう併せて要望されました。

お互いに頑張りたいと思えます。

午後三時三〇分、社会学梅崎具議の仲介で用地課松島課長補佐外と会合を行いました。

住民側から四電より里道の用途廃止申請がでていないのか？の質問に、きていないことを表明したので提出してきた段階で住民側に通知することを要求致しました。県側は理

解できない答弁で、而も知事に拘束されている観念はうちもあかないので、地主に対し十分意見聴取をすることを強

く求め退去致しました。

五月十一日午後二時より、川口、矢野、福野三名で八幡浜県事務所長に会い、貴方達が安全性を唱えられている原

県知事へ公聴会開催の申入れ

賛成の学者と住民を混じえて原発に関する公聴会を開きたいので取り次いでもらうよう要望し申し入れ書を手交しました。

発は、事故の続発と、それを隠そうとする事件も数度発生しており、国県、地方と理争者の考えは常識では窺えない。従って我々の主張は正しいことであり骨の髄までしゃぶられている。

一般住民に正しい認識を興えることの喫緊性があります。依って反対

また、八幡浜市長、伊方町長にも申し入れをすることにしております。回答如何によつては知事執拗に揺さぶる端緒ともなりますので張り切っております。

五月十七日以降の公判日程

- 十七日 生感先生の宣誓(松山)
- 十八日 第三者異議申立(松山)
- 二十日 里道の公判(松山)
- 二十七日 行政訴訟(松山)
- 二十八日 ()

◎編集後記

突然の編集で皆さんのご寄稿を仰ぐ暇がなかったことをお詫び致します。

次回より、どしどしご寄稿下さいませ。尚、文の上手下手はいりません。素朴な生のままが大切です。

- 一、一人八〇〇字以内でまとめて下さい。
- 一、原稿用紙でなくても結構です。
- 一、締め切りは毎月二十五日とします。
- 一、発行日は毎月十五日を目処とします。
- 一、原稿の提出は、川口、広野両氏宅へ

編集部 福野

闘魂

第 2 号
1976.6.15

発行者 伊方漁業協賛会
 八西連絡所 伊方町九町之
 川口 寛之

TEL 08943(9)0945

ウラン燃料を追いつけ

山口県労組と阻止連携を要請

久米先生よりの連絡で、目下山口県労組組合が中心となって徳山港より伊方原発現地へ輸送する計画を山口県に申し込んだことを素早くスクープし阻止体制を組みつつあるということでした。

八西においても早速代表者会議を開き急ぎ現地に赴き実情を悉さに掴んで、以後八西としての体制を建てることで三日、広野増本、福野三名が急行致しました。

事前に連絡をしていたので約束の地点周南地区労(徳山)にて午後三時桑倉県議は用件で遅参。原田社会党山口県委員長、松村山口県労組組合評議会議長外執行委員八名で挨拶を兼た実情の交換を行い、先方からは伊方の反対運動の長期に亘って闘って

いる様に理解と激励を受け感入でした。

私共も通過地点の方が共通の被害意識を深められ、近く県議会で港湾使用阻止決議に向って闘うと表明されたことに対し謝意を述べ、爾後連携を保って闘って行くことを要請し下関に向ったのであります。

六階、七階の二棟のビルで屋上にギョレシンのイルミネーションが見えましたが、会長は何れかと階下で荒々しく荷役をしている従業員に叱る恐る伺いますと、柔軟なもので救えてもらったのには感嘆と面映さを感じたものです。

山口県漁連会長若松氏に応待致しましたが、堂々とした体躯と温容は人をして畏敬さず足る方だと感じました。

淡々として語られる山口県鹿島の原発進入を今のところ阻止している状況の説明と、此度の伊方原発用の燃料ウラン輸送については漁連今下の漁民にとつ

原発 ゼツタイ 反対。

カアア、カアアと、かった、
まけたてさわぐなカラス。
やがてわかるぞ死の灰の味 カ
アア、カアアと泣くな九町のカ
ラス。サンプル死の灰はよけら
れぬ。かわいい七つの子供等
は泣く泣く九町の古里をすてて
他国へにげて行く。その哀れさ
と悲しみもだれが作りてだれが
した。四電、町長、其のそっき
ん町議に各役員、必らず地球の
ある限り責任追及まねがれん。
みどりの丘に青い海、うまい
空気に此の自然、守るは唯れの
責任か。危険なウランに火がつ
けばうまい空気に青い海、みど
りの自然の古里はやがて危険な
死の灰で昔の峯の古里は、四電
原発死の灰の危険な九町に変わる
だらう。

今まだ間に合う村人よ、一人

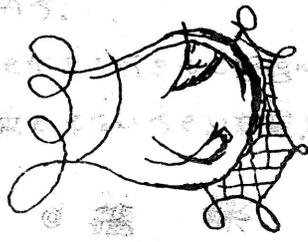
て脅威をもたらずものであり。
具体的にこうとは現在構想はな
いが、阻止に向って闘うことを
表明され連携を深めて行くこと
を要請し退席しました。

若松氏の知事をも恐れぬ臆胆
は愛媛県漁連会長と比べ月とス
ッポんだと思ひながら帰途につ
きました。

こうして通過区域の皆さんで
すら他をみず自主的に立ちあが
つておられます。

受け入れ本拠である私共は小
果を捨て一体になって阻止に立
ちあがらなければなりません。

因に会敷漁協、鳴門漁協にも
書面で協力方を要請する外、県
内社会党県連、地評、共産党に
も要請していることを付記し筆
をおきます。



九町の皆張って下さい

一人が立ちあがり危険なウラン
 を入れさすな。危険な原発追
 のけて自然にうけた古里を賛成
 反対云わずして守りぬきまし
 う。

子、孫のために

ウラン撤入ゼツタイ反対

九町 一婦人

九町の皆さんが
 原発を追い出すた
 めに、わずかにな
 られた現在でも屈
 することなく闘っ
 ていられる様を見
 て、私たちが旧保
 内町役場沖の石油
 タンク設置に二区
 (川之石の中心地)
 ニ三〇や全部が反
 対し闘ったことを
 思い出されます。
 結局は防ぐこと
 ができずまいで
 した。

その無念さはたとえようもござ
 いません。

でも七年もよう頑張られて、
 なお、斗いの手が緩まないのに
 頭がさがります。

テレビ、新聞などに抗議に行か
 れたり、裁判の様相がでていま
 すけれど、原告はこう言った、
 国側はこう反論したとめで双方
 の意見がすれ違ったという具合
 でしか記事がでていません。

それで、良し悪しは私たちには
 判断がつきません。なれど多く
 起る事故や、昨年暮れにロンド
 ンボール跡で雨かれた米国人の
 映像や大阪大学の先生方のお話
 しを聞いてやっぱり危険なもの
 であるという自信ができました。
 何故にそんなものを押しつける
 のか、国や県、四電のお偉がた
 の頭はどうかしているのではな
 いかとか、また、金で動いてい
 るのでは？との勘ぐりもおこ
 り腹だたく思います。

また、米国では住民の投票で
 原発の建設をするせんがきまる

住民の事前投票があるとか、矢
 張り進んだ国たななと思います。

それに引きかえ日本では、万
 一の事があれば自分自身に降り
 かかる危険を知らん顔をし、な
 お悪口を吐く人も見かけます。
 近く燃料とかいうものを持って
 来るそうですが、これを押し返
 す斗いなど大変だと思います。

全面宇和住民の安全のため頑
 張って下さいませ。何もできま
 せんが心からご支援申し上げま
 す。

保内町一主婦

六月中の公判

- 十一日 生越先生の地盤鑑定
- 十五日 大沢喜八郎さんの公判
最終 八幡浜
- 十五日 文三者異議の申し立て
松山
- 二十四日 } 行政訴訟 松山
- 二十五日 }

◎ 編集 集 後 記

住民のみなさんのご投稿がありました。なかでも川之石の婦人の方から心からの激励を寄せられましたこと感謝の外ありません。

斗いの前進となるご意見とごしごし歓迎致します。

一 一人100字以内でまとめて下さい。

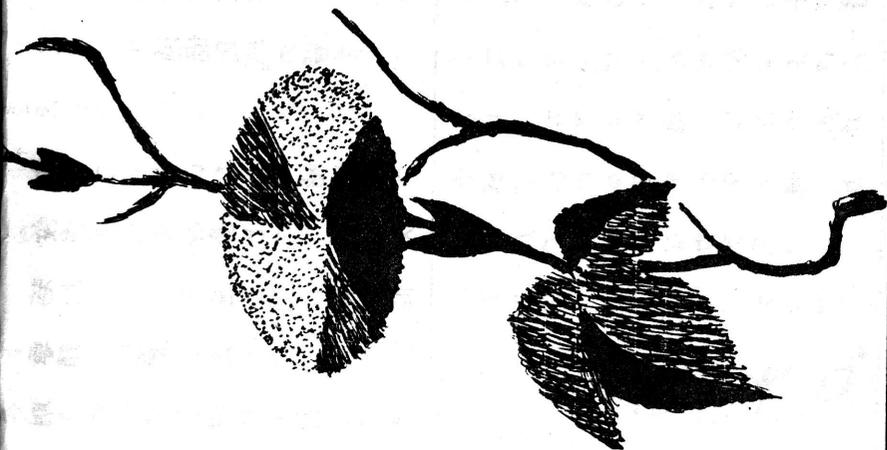
原稿用紙でなくても結構です。

一 締め切りは毎月二十五日とします。

一 発行日は毎月十五日を目処とします。

一 原稿は、川口 広野氏宅へ

編集部 福野



核燃料の海上輸送と (許すまじい)

我々坪内広野西島
 去る六月二十二日
 山口県徳山市におい
 て核燃料輸送阻止
 講演会が開催され
 と聞き代表として
 出発同日の午後四時
 頃徳山市に到着山口
 県労働組合代表者兼
 内で会場に赴く直前
 時刻午後六時空席僅
 約三五百名以上お少
 しいたのではないかと
 思う先ず主催者横濱
 過激会後我伊方原発
 の斗いの実態報告が
 して久米先生が「原
 子力発電の危険性就
 二三時間の詳しい講
 演とこれに徳山市民山
 県民の方達も先生の御
 話しを熱心に聞かれた
 ことは言うまでもない

伊方原発問題に就ては沿岸の火事大
 と高見の見物ぼしていなことを此の
 講演会を通して知ることが出来た徳
 山市の各達が核燃料輸送阻止を早や
 く表明された結果六月末迄に第一回
 の輸送断念とらったことは事実であ
 ると此でも燃料輸送は徳山港以外か
 ら搬入するがと判らぬ何処から来る
 として必らず海を渡らねばならぬ
 そうするといと四国伊方現地に到着す
 ることは不可能核燃料海上輸送許す
 ると心斗ひは是れから始まる本講演
 会の内容を紙面の都合詳しく記す身
 が出来る「真御謀米願」は「本講演
 会には我々も大変力付てもらい重責
 百倍その上出席者の皆稼から多額の
 カンパを頂き重々の御厚意及厚意の
 みを下さると共に感謝した午後九時
 過ぎ南会館に休とやめ翌日帰路
 についた長野斗つて来たが未だその
 不足の責無しとは言之の「一層力を
 結集して前進した」と思うものである



広野西島

闘魂

第 3 号

1976.7.15
 発行

伊方西原連 伊八
 徳山連絡 徳山
 山口和郡伊方町九
 川口寛之

TE L889031910945

潮流の先を 台をなし 食る国側!!!

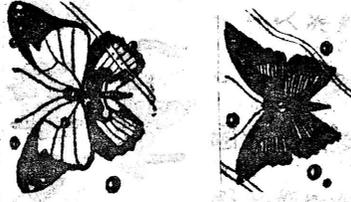
六月二十四日〜二十五日

は第十四回行政訴訟の公判で
した今回も減った四電社員も
十四名と元々復した感があり不審
に思ひましたが、此も前回と同様
第一級原告は被告が得たの陳述
に対し原告に完膚なき迄に粉砕
されることを予想しての減少だつ
たと考へるのみならず今回は原告被告
ともに主尋問で気分的に気楽なつた
程かも知れませんが第一回は原告側
の京大佐々川野西先生による主尋
問でして佐々川先生細管の脆さ燃
科溶解の必然性を定量的物理的
に餘裕なくとた証言でして第二
日は国側証人証人の被ばく線量
に対する証言でしたが従来国側
代理人及証人が屢々述べた域を一
歩もいらず原告が委員会の設定し
た基準を朗読したに過ぎないこと
つ三島証人も工学的物理的に重
大事故の惧れはないと言つた従
来の説と軌を一にしたもので

あつて判官するべきものも少なくの
不審が露呈する水次回において原告
側の及対尋問は心算を極めるもの
と考へるのみならず以上の主尋問が終了
後被告鑑定人の鑑定書提出の期限
を待てるのが原則であるにも拘らず今
の終付をいと言ふ事に対し被告亦
護局長よりその不審を追究されし
が国側代理人より及論があつた仲田先
生外野郎には心算を水場内騒然と考
へたが肝心の裁判長も従来取
来た態度で中庸な基本的理念を疑
はしめることを態度で及論及論
は鋭く拮抗したなかで裁判長は
良く考究しておきたい旨の発言を
堪りかねた原告も通釈は容易でけ
ないかと叱咤の怒号を飛ばさした
こも真剣に見つめていゝものと
して国側の我田引木的を抜るさ
自ずと場をあかつた心理だと言
ふよりこうした箇の胸中を分拆して
見ると鑑定報告書をも早急に
ウラン燃料の搬入と終り既成
事実を打ち建てようとする
狙ひがあることと言へます。従
いまして私どもは、そのような
ずる教を答認出来ぬ重大な
問題であつて極めて早やく決定

に移し是非の結着を決めねば
なりませぬ七月二十二日
二丁三日の公判にはばばう頭
より此の問題が提起される
と思ひますが一体になつて期
を待つるさう、追ひ詰ねばなら
ないと思ふものでありま
す尚と二日間連続で家事手
等困難もありませうが万難
を排し多数を運ぶ水力を保し
て斗ひたいと思ひます。しかして
古語人の方々皆様の意を尊
重し煩慮なきよう努めたいと
考へます。今一夫御願ひ致し
すのは傍聴の心橋まで御座い
ます。私どもは第三者的傍聴
でなく当該者身で国側や証
人の発言によつて憤激せざる
得ぬ心理は他人では推測出来
ないと思ひます。水水と亦護局
原告と一体になつて攻撃の効果
挙げるには傍聴者に対する
制約に従つて斗つて行かねば
ならず、我慢出来難を堪え
前方をい眺めることこそ傍
大と圧力があると言へます。
その他是迄要求を屢々宣言
されることも先の場面で裁判
長を逆に硬直化したことと

感じ取りました。この兵も徳と考
る可らだと思ふのであります。と
もあつたといふ如に重大な場面と
なりまますので、一体の案をこの勢
果的に斗つて行つてませう。



鳴門市 訪門

七月三日朝石野、福野二名は鳴
門市北灘町赤潮訴訟団長近藤
三三氏宅を訪れ、石野先生
の未定は子め判つておりましたが、
旧島漢氏全議、長橋井安次氏
のま宅は奇遇であり、小見りなう
を憐れむを感じたもので、橋井
氏近藤氏より各会は燃料搬入
団上に乗、久米田至野両先生の
幹旋によるもので御座います。
今回鳴門東讃別々に訴訟を起
して、たのが同海域でも別々ほ
不利なもので、統合されれば
念天会でありました。近藤氏も

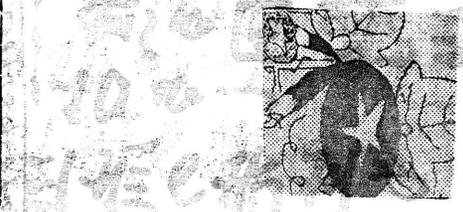
原案に対しては関心も強く、赤谷
先生外の著書も読破されて、温雅
本は赤潮発生の一因であり、従つて
内海は元より、太平洋岸であつ
ても建設は阻止すると断言され
情熱家の一面が窺えられた。
翌四日の大会は五時半終了、午後
一時過ぎ共に健斗と誓ひ、帰路
につきました。



知事へ抗議と要望

去る五月十一日安全である宣佈
で推進している、伊予原案建設
も、赤米は元より、我國でも著
政の類発で住民の不安は一
層甚つてゐる現状である
こに賛成、反対の立場に
ある浮者も、
—— 住民と混之、公議
会用権を申入れたるには、社
二月に存するも、何等回答が
ないのが、筋を通す事、
初仲介した、八幡浜県事務
所長に会へ、行く赴いたが、
赤か、安岡所長は不在で、論
に会へ、何故に回答せざるのか

と厳しく追及し、しが満足な
 回答をしないので、回答しないこと
 非常識で、しかも傲慢な態度は
 許せぬ、並居る記者諸氏も吃
 驚りする程の大声叱咤かとび交
 い不承を謝意と表明し、したが
 共々天を頂かずと不遜な殊外感
 をもつて取り、その反面四電局
 の安全認識で、しかも安全警
 告の鋭くは喧然たるものがあり、
 行政訴訟でも傍聴し、みるも
 怒鳴るを得ない状態でした。か
 も知事は、この事案の県政だ、好
 話の県政だ、社会福祉だ、発
 願りだ、が実は、互交で、人心収
 めんの詭策であつて、自分の方針
 に従つて来ぬものは、県民でな
 と言ふ、非民主的を考へ、是非
 ばくし、花議と要望書を、知事
 に提出するよう依頼し、退席
 致しました。
 回答如何にあつては、知事に直
 接抗議を考へております。



一つ穴の むじな

徳山港利用問題も一寸鳴りも濟め
 た恰好でしたが、陰險で、執拗な園や
 四電は諦めはしないだろうと思つて
 おり、したが推測の通りこそ々と
 動いており、も從つて権力に脆い
 県上級職は、科学技術方の御託宣を
 るとも受ける氣配もあり、而も県
 議会も迎合の方が強いようで、こ
 て山口県も断然阻止に立ちあがる。
 女この記事が七月十七日朝日新聞
 に出ているのを、披見しました。予
 期したことで別段どうと言うこと
 も御座りませぬ、唯だ言ひたいこと
 は、何時もながら堂々と是非を争ひ
 せうと、お、今回の核物輸送にお
 いても然り、こそと、偽りを吹聴
 してお、その一つの例は、ウランを
 手に握つても、や、お、やうなと、真し
 やかに話しているりと、耳にし、申し
 ました。このように住民を、無知化に追込
 み、私どもと、確執反目すること、が
 狙ひであつて、その元凶は、言う迄も
 なく、四電總局の自衛体であること
 は、疑う余地のない、怨怒と思ひます。
 推進の大御新達、が、飼管燃料棒、その

他の、弱性、及、未処理の問題等、を、交
 かん、二、夜、告、を使、つ、り、嘘、を、暴、か
 水、を、い、る、に、も、相、不、安、全、と、あ
 る、と、住、民、を、騙、す、こ、と、は、許、し、か、た、い
 問題、だ、と、考、へ、ま、す、思、つ、て、潮、水、内、港
 は、船、船、の、衝、突、事、故、の、相、つ、つ、と、な、つ
 り、る、海、域、で、六、月、中、で、も、四、件、の、悲
 劇、が、発、生、し、て、お、り、絶、対、安、全、と、言、え
 る、で、し、ょう、が、私、し、も、は、博、打、式、を
 一、般、主、義、は、思、つ、て、も、お、り、ま、す、大、層
 視野、で、し、の、考、へ、ま、す、し、て、遂、行、し、て、こ
 と、住、民、の、幸、に、通、じ、る、と、考、へ、ま、す、
 而、し、て、ま、だ、三、程、を、未、だ、伊、方、原、電、環、境
 監視、委員、会、の、御、申、言、者、を、輸、送、は
 安全、と、あ、る、と、衛、生、従、を、言、つ、て、お、り、ま、す、
 止、り、ま、す、と、阻、止、に、立、ち、あ、り、ま、せ、う、

▲ ！ ！ ▲
 (公判日程)
 六月十五日
 第三者異議申立(松山)入居昇間
 七月一日
 第三次上院公判 (松山)中島共在外
 七月十三日 (松山)六名訴訟會
 第三次異議申立(松山)
 七月二十五日(二十音)松山
 行政訴訟
 七月三十一日
 大法院後分公判(三音)
 一、八、公、事、以、内
 締め切り二十五日
 登行期五月十五日
 廣橋は川口氏及志野氏へ提出し、
 下さる。

編集部 福野